

USPTO 労働組合、団体交渉権の適用除外に関する大統領令を不服として提訴

2025 年 9 月 5 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

9 月 2 日、USPTO の特許審査官などにより構成される労働組合（Patent Office Professional Association: POPA）¹は、国立気象局労働組合（National Weather Service Employees Organization: NWSEO）と共に、一部の連邦政府職員への団体交渉権の適用を除外する 8 月 28 日付の大統領令²を不服としてコロンビア特別区連邦地裁に提訴した³。

本大統領令は、国家安全保障に関わる責務を担う組織に該当することを理由として、USPTO 特許局に属する特許審査官においても、POPA を通じた団体交渉を認めないこととしている。それにより、特許審査官の労働環境に大きな不確実性がもたらされ得ることから、懸念の声が広がっていた。

今般の訴えで、POPA は、以下の理由により、大統領令が不当であると主張している。

- 発明内容の公開が軍事・国家安全保障を脅かすものか否かを審査し、必要な場合に秘密として保持することを決定する組織は、USPTO ではなく、原子力委員会、国防省などの防衛関連機関であること
- 防衛関連機関に照会する特許出願を選別する職責を担う特許審査官は、9,000 人近い特許審査官のうち、わずか 26 人に限られること
- 防衛関連機関による決定に基づき秘密とされる特許出願は、年間 60 万件の特許出願のうちわずか 50 件程度に過ぎないこと

他方、USPTO では、Stewart 長官代行が、本大統領令により職員の勤務場所、給与・賞与体系などに影響は生じない旨のメッセージを発出するとともに、USPTO 本庁舎に十分な勤務スペースがないことから在宅勤務方針を変更する予定がない旨の説明を行ったとの情報も流れている。

POPA による訴訟提起を受けて、USPTO の特許審査環境に影響が生じるのか否かが注目される。

（以上）

¹ 管理職や商標関係者は組合員に含まれない（<http://popa.org/forms/about-us/>）

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250829.pdf

³ <http://popa.org/blog/press-release-unions-sue-to-restore-contracts/>